

## 当組合はキャッシュレス・消費者還元事業へ参画しています

キャッシュレス・消費者還元制度とは・・・

消費喚起の後押しと、キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補助金制度です。

2019年10月より、制度対象店舗でキャッシュレス決済を利用すると、ご利用額の5%もしくは2%が還元されます。

※ 制度対象店舗によって還元率が異なります。

還元対象期間（予定）	2019年10月1日（火）～2020年6月30日（火）
還元対象サービス	Jデビットカード ※当組合発行のキャッシュカードを利用して商品の購入等を行うサービス。商品購入等を行った際に即時に利用者の預金口座から代金の引き落としが行われる。 ※当信用組合の普通預金（総合口座含む）等のキャッシュカード（別紙参照）をお持ちの利用者が取扱可能（カード発行費用（初回）および年会費は不要）。
還元するポイント	J-Debit ポイント ※他のポイントへの交換は不可。 ※還元時に1ポイントを1円に自動的に交換する。
還元方法・時期	利用金額に応じたポイントを1か月ごとに取りまとめ、当該ポイント相当額を取引のあった翌月（もしくは翌々月）に利用者の預金口座に振込みする。
還元上限額	15,000ポイント/月
還元の確認方法	取引明細（通帳明細）で〇月分としてx x x円の本サービスの消費者還元事業ポイントが入金されたことを記載（通帳印字例） 取引内容：JD△MM△ショウヒヤカンゲンジギョウ お預かり金額：x x x円 JD：Jデビットを表す MM：取引月 △：スペース
還元に係る制約事項	ポイント還元を行うタイミングで、すでに解約済みの口座には（口座が存在しない場合）は、ポイント還元を行わない。

《お問い合わせ先》

広島県信用組合 業務部

受付時間：9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）



Jデビットカードサービスが利用可能な主なキャッシュカード

- ・ 普通預金・貯蓄預金カード



- ・ 普通預金カード



- ・ パックアルファカード



「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」について

広島県信用組合

平成 31 年度政府予算に基づいて施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」に基づき、当組合が、キャッシュレス決済事業者として、「ケンシンデビットカード取引規定」に定義される「デビットカード取引」を行う利用者（一般消費者に限ります。）に対して消費者還元を実施する場合には、「ケンシンデビットカード取引規定」の特則として、「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」が適用されます。

キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定

**【A 型事業者用・デビットカードのみ】**

第 1 条（適用範囲）

1. 本規定は、キャッシュレス決済事業者の「ケンシンデビットカード取引規定」（以下「取引規定」といいます。）に定義される「デビットカード取引」（以下「デビットカード取引」といいます。）を行う利用者（以下「利用者」といいます。）に対して、取引規定の特則として、キャッシュレス決済事業者が提供する消費者還元（次条に定義します。）について適用されるものとします。
2. 利用者が、キャッシュレス決済事業者との間で消費者還元（次条に定義します。）の対象となるデビットカード取引を行った場合には、当該利用者は本規定に同意したものとみなされます。
3. 取引規定において定義された用語は、本規定に別段の定めのない限り、本規定においても同様の意味に用いられるものとします。

## 第2条（消費者還元の定義）

本規定において「消費者還元」とは、平成31年度政府予算に基づき施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「還元事業」といいます。）に基づき、キャッシュレス決済事業者が、還元事業における間接補助事業者として、利用者がデビットカード取引を用いて加盟店（還元事業の対象となるものに限り、以下同じとします。）で売買取引債務の支払いを行った場合に、当該支払金額に、経済産業省から採択された還元事業の執行団体（以下「補助金事務局」といいます。）が定める還元料率（以下「還元料率」といいます。）を乗じた金額に相当するポイント（1ポイント1円で換算するものとします。以下同じとします。）を付与することにより利用者に提供される還元をいいます。ただし、一つの登録預金口座に対して付与されるポイントの総数は、キャッシュレス決済事業者が定め、補助金事務局が公表する金額相当を上限とします。

## 第3条（消費者還元の方法）

1. 利用者が行ったデビットカード取引が還元事業に基づく消費者還元の対象となる取引に該当する場合には、キャッシュレス決済事業者は、次項以下に定める方法により、消費者還元を実施するものとします。
2. キャッシュレス決済事業者は、デビットカード取引による売買取引債務の支払金額に還元料率を乗じた金額に相当するポイントを利用者に付与するものとし、当該消費者還元の対象となったデビットカード取引の利用金額をキャッシュレス決済事業者における利用者の口座から引き落とす際に、当該利用金額と当該ポイント相当額とを対当額にて相殺するものとします。
3. 前項にかかわらず、利用者は、消費者還元の対象となったデビットカード取引の利用金額が前項に定めるポイントの付与に先立って利用者の口座から引き落とされる結果、当該ポイント相当額について超過引落しが生じることがあること

にあらかじめ同意するものとします。

4. 前項の超過引落しが生じた場合、キャッシュレス決済事業者は、当該超過引落しに係る金額を、当該引落しが行われた日の属する月の末日から 2 か月以内に、利用者の口座に振り込む方法により利用者に返金するものとします。ただし、当該返金については利息を付さないものとします。
5. キャッシュレス決済事業者は、還元事業の対象となるデビットカード取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった場合には、当該取引に係るポイントの付与を取り消すものとし、前二項に基づく返金を行わないものとします。前二項に基づく返金が既に行われている場合には、キャッシュレス決済事業者は、利用者に対して、取り消されたポイントに相当する金額の返還を求めることができ、利用者の預金口座から当該ポイントに相当する金額を引き落とすことにより、当該返還に充てることのできるものとします。
6. キャッシュレス決済事業者は、利用者へ付与されたポイントの残高および明細について、利用者からの照会に応じる義務を負わないものとします。

#### 第4条（不当な取引）

1. 利用者は、キャッシュレス決済事業者が提供する消費者還元について、以下に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならず、不当な取引の可能性を認識した場合は直ちにその旨をキャッシュレス決済事業者に通知するものとします。利用者が不当な取引を行おうとした場合、キャッシュレス決済事業者は消費者還元の提供を拒むことのできるものとします。
  - (1) 他人のデビットカードを用いてデビットカード取引を行った結果として、自己または他者が消費者還元に基づく利益を得ること
  - (2) 架空の売買等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること

- (3) 商品または権利の売買もしくは役務の授受を目的とせず、消費者還元を受けることのみを目的として、デビットカード取引を行い、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること
  - (4) 還元事業の対象でない取引を対象であるかのように取扱い、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること
  - (5) 還元事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは還元事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、消費者還元に基づく利益を得、または他社に得させること
  - (6) 還元事業の対象でない加盟店が、還元事業の対象である加盟店であると装っていることを知りながら、利用者が消費者還元に基づく利益を得、または還元事業に定める加盟店手数料補助に基づく利益を得させること
  - (7) その他還元事業を悪用していると補助金事務局が判断する取引
2. キャッシュレス決済事業者は、利用者が不当な取引を行ったと判断した場合、当該利用者に対し、不当な取引に係る消費者還元に対応する金額（以下「不正還元金額」といいます。）をキャッシュレス決済事業者が指定する方法により直ちに返還するよう請求することができるものとし、利用者はこれに従うものとします。
  3. キャッシュレス決済事業者は、利用者がキャッシュレス決済事業者に有する預金口座から不正還元金額を引き落とし、当該引落としに係る金額を不正還元金額の返還に充てることができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

## 第5条（停止・解約等）

1. キャッシュレス決済事業者は、利用者が不当な取引を行った場合には、当該利用者による今後のデビットカード取引および消費者還元の利用を停止し、デビッ

トカード取引に係る一切の契約（キャッシュレス決済事業者との預金契約を含みます。）を直ちに解約することができるものとします。

2. 利用者が不当な取引を行ったことにより、キャッシュレス決済事業者または補助金事務局その他第三者に損失が生じた場合には、利用者は、当該損失額に相当する金額を賠償するものとします。なお、当該損失額に相当する金額の賠償については、前条第3項の規定を準用するものとします。

#### 第6条（情報連携）

キャッシュレス決済事業者は、利用者が不当な取引を行った場合には、当該利用者の氏名、生年月日、電話番号、住所、決済手段に付与された番号または記号、口座情報、不当な取引を行った事実その他の利用者を特定するために必要な情報を他のキャッシュレス決済事業者、加盟店銀行、直接加盟店、加盟店、機構および補助金事務局ならびにそれらの委託先に共有することができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

#### 第7条（本規定の改定）

1. キャッシュレス決済事業者は、キャッシュレス決済事業者のウェブサイトへの掲載その他相当な方法で告知することにより、本規定を改定することができるものとします。
2. 改定後の本規定は、前項の告知に記載された適用開始日から適用されるものとします。

以 上

# ケンシンデビットカード取引規定

## 第1章 デビットカード取引

### 1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、ケンシンデビットカード（当組合がケンシンカード規定等にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金等（総合口座取引の普通預金、パックアルファ契約の普通預金および当該当座貸越を含みます。）、当組合所定の預金等のキャッシュカードをいいます。以下単に「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の払戻し（ケンシン総合口座取引規定等にもとづく当座貸越による払戻しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

なお、その他の事項については、ケンシンカード規定、普通預金規定、総合口座取引規定の各条項に従います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の当該加盟店契約の定めにもとづき、当組合のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めにもとづき、当組合のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めにもとづき、当組合のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

### 2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつ



つ自ら入力してください。

- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額をこえ、または最低限度額に満たない場合
  - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
  - ① 1日あたりのデビットカード取引金額（第2章におけるキャッシュアウトデビット取引、第3章におけるデビットカード取引を含みます。）が当組合の定めた範囲（ただし、当組合が別途定めた金額のうちから、お客さまが指定された場合には、その金額）をこえる場合
  - ② 1日あたりのカードの利用金額（ケンシンカード規定等による預金の払戻金額を含みます。）が、当組合が定めた範囲をこえる場合
  - ③ 当組合所定の回数をこえてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ④ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当組合がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

### 3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の払戻しによって支払う旨の契約（以下、本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ、当組合に対して当該売買取引債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

### 4. (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の払戻しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、無効または取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当組合を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当組合に対して引落しがされた預金の復元を請求することもできないものとし、

- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落しがされた預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当組合に取消しの電文を送信し、当組合が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当組合所定の時刻以前に受信した場合に限り、当組合は引落しがされた預金の復元をします。加盟店経由で引落しがされた預金の復元をするにあたっては、自らカードを読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落しがされた預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落しがされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらず、これを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

#### 5. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるケンシンカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引をする場合」と、同規定8条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

## 第2章 キャッシュアウト取引

### 1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「キャッシュアウト加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「キャッシュアウトデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）

を承認のうえ、機構にキャッシュアウト直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のキャッシュアウト直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「キャッシュアウト直接加盟店」といいます。）であって、当該キャッシュアウト加盟店におけるキャッシュアウトデビット取引を当組合が承諾したもの

② 規約を承認のうえ、キャッシュアウト直接加盟店と規約所定のキャッシュアウト間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該キャッシュアウト加盟店におけるキャッシュアウトデビット取引を当組合が承諾したもの

③ 規約を承認のうえ機構にキャッシュアウト任意組合として登録され加盟店銀行とキャッシュアウト直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該キャッシュアウト加盟店におけるキャッシュアウトデビット取引を当組合が承諾したもの

## 2. (利用方法等)

(1) カードをキャッシュアウトデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはキャッシュアウト加盟店にカードを引き渡したうえキャッシュアウト加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（キャッシュアウト加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2) 次の場合には、キャッシュアウトデビット取引を行うことはできません。

① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

② 1回あたりのカードの利用金額が、キャッシュアウト加盟店が定めた最高限度額をこえ、または最低限度額に満たない場合

(3) 次の場合には、カードをキャッシュアウトデビット取引に利用することはできません。

① 1日あたりのデビットカード取引金額（第1章、第3章におけるデビットカード取引を含みます。）が当組合の定めた範囲（ただし、当組合が別途定めた金額のうちから、お客さまが指定された場合には、その金額）をこえる場合

② 当組合所定の回数をこえてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

③ 1日あたりのカードの利用金額(ケンシンカード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当組合が定めた範囲をこえる場合

④ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

⑤ そのキャッシュアウト加盟店においてキャッシュアウトデビット取引に用いることを当組合が認めていないカードの提示を受けた場合

⑥ キャッシュアウトデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合

(4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、キャッシュアウト加盟店がキャッシュアウトデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、キャッシュアウトデビット取引を行うことはできません。

(5) キャッシュアウト加盟店においてキャッシュアウト加盟店の業務を行うために必要な

量の現金を確保する必要がある場合など、キャッシュアウト加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。

- (6) 当組合がキャッシュアウトデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、キャッシュアウトデビット取引を行うことはできません。
- (7) キャッシュアウト加盟店によって、キャッシュアウトデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれる場合があります。

### 3. (キャッシュアウトデビット取引契約等)

前条第 1 項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の払戻しによって支払う旨の契約（以下「キャッシュアウトデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当組合に対して対価支払債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

### 4. (預金の復元等)

- (1) キャッシュアウトデビット取引により預金口座の預金の払戻しがされたときは、キャッシュアウトデビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてキャッシュアウトデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、キャッシュアウト加盟店以外の第三者（キャッシュアウト加盟店の特定承継人および当組合を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当組合に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前項にかかわらず、キャッシュアウトデビット取引を行ったキャッシュアウト加盟店にカードおよびキャッシュアウト加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をキャッシュアウト加盟店経由で請求し、キャッシュアウト加盟店がこれを受けて端末機から当組合に取消しの電文を送信し、当組合が当該電文をキャッシュアウトデビット取引契約が成立した当日中かつ当組合所定の時刻以前に受信した場合に限り、当組合は引落された預金の復元をします。キャッシュアウト加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはキャッシュアウト加盟店にカードを引き渡したうえでキャッシュアウト加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、キャッシュアウトデビット取引契約の解消は、1回のキャッシュアウトデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるキャッシュアウトデビット取引契約を解消すること

もできません)。

- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、キャッシュアウト加盟店との間で解決してください。
- (4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびキャッシュアウトデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、キャッシュアウト加盟店との間で精算をしてください。
- (5) キャッシュアウトデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためキャッシュアウトデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

#### 5. (不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なキャッシュアウトデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当組合所定の事項を満たす場合、当組合は当該キャッシュアウト取引に係る損害(取引金額、手数料および利息)の額に相当する金額を限度として、当組合所定の基準に従って補てんを行うものとします。

#### 6. (キャッシュアウトデビット取引に係る情報の提供)

キャッシュアウト加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、キャッシュアウトデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、キャッシュアウトデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、キャッシュアウトデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

#### 7. (カード規定の読替)

カードをキャッシュアウトデビット取引に利用する場合におけるケンシンカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびキャッシュアウトデビット取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびキャッシュアウトデビット取引をする場合」と、同規定第8条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「キャッシュアウトデビット取引をした場合」と、同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

### 第3章 公金納付

## 1. (適用範囲)

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。ただし、当該公的加盟機関契約の定めにもとづき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

## 2. (準用規定等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以 上